

令和2年度の主な補助事業(宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部)

	事業名		事業実施主体	補助対象経費	補助率	要件等	事業実施期間・要望調査時期等	問い合わせ先(担当部署)		
								県庁	東部地方振興事務所	
1	県単	アグリビジネス経営確立支援事業	アグリビジネス経営基盤強化整備事業	・農業法人(1戸1法人含む) ・過去3か年平均の年間販売額が1億円未満であること。	・施設整備 ・機械導入 など	1/2以内 (補助上限 30,000千円)	・事業実施後、3年後までに年間販売金額が3千万円以上増加すること。 ・5年以内に年間販売金額が1億円を達成するための具体的な経営プランを示すこと。 ・概ね3年後までに、新規雇用が一人かつ延べ従事日数200日以上増加すること。	【募集期間】 令和2年5月上旬～6月下旬の見込み	農山漁村なりわい課 (6次産業化支援班) 022-211-2242	東部地方振興事務所農業振興部 (農業振興班) 0225-95-7809
2	県単	アグリビジネス経営確立支援事業	大規模園芸経営体育成事業	農業法人(1戸1法人含む)	・施設整備 ・機械導入 など	1/2以内 補助上限60,000千円	・事業導入後、目標年次(3期後)の年間販売金額(売上高)が3千万円増加し、かつ1億円を上回ることが見込まれること。 ・雇用者が1名以上増加すること。 ※先進的な技術を有する園芸施設・機械等の整備	【募集期間】 令和2年4月中旬～4月下旬の見込み ※事業実施後、3年で1億円以上の販売額となる条件があるため、既に実績がある経営体が対象となる。	園芸振興室 (先進的園芸推進班) 022-211-2723	東部地方振興事務所農業振興部 (農業振興班) 0225-95-7809
3	県単	産地発展促進事業		・農業協同組合 ・集落営農組織 ・その他営農集団	トップブランド化品目の産地発展に必要な装置、機械、施設等の導入	1/2以内 補助上限8,000千円	・対象品目(いちご、ねぎ、きゅうり、トマト)の産地発展に寄与する取組であること。 ・関係機関と連携を図りながら産地活性化に配慮した取組であること。 ・3年後において、おおむね10%以上の増加が見込まれること。	【募集期間】 令和2年3月下旬～4月中旬の見込み	園芸振興室 (園芸振興班) 022-211-2843	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
4	地方創生	みやぎの園芸法人ステージアップ事業 ①企業の園芸等施設整備型 ②付加価値創造支援型		・農業法人(1戸1法人含む)	・施設整備 ・機械導入 など	1/2以内 ①補助上限25,000千円 ②補助上限10,000千円	①は、 ・総事業費が概ね3,000万円以上のもの。 ・新規雇用を1人以上確保。 ・先進技術等の導入により、目標年(概ね3年後)までに、年間販売金額が1,000万円以上増加。 ②は、 ・加工・業務用向、契約栽培等の取組で、目標年(概ね3年後)までに、年間販売金額が500万円以上増加。	【募集期間】 令和2年3月中旬～4月中旬の見込み	園芸振興室 (園芸振興班) 022-211-2843	東部地方振興事務所農業振興部 (農業振興班) 0225-95-7809
5	地方創生	競争力ある園芸産地づくり生産流通強化事業		・連携協議会、連携協議会の構成組織(農業法人、3戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者【みなし大企業を除く】)	・連携推進費:連携協議会等の推進活動費(栽培研修会開催経費等) ・体制整備費:各構成機関等が整備・導入する施設・機械導入経費	・連携推進費:定額補助(上限3,000千円) ・体制整備費:1/2以内(補助上限25,000千円)	・連携協議会及びその構成機関が取り組む、最長2か年分の「園芸生産流通等強化計画(※)」の認定を受けること。 ※計画採択要件: ・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目。 ・計画実施後、目標年次(最長3年後)までに、生産量及び販売額が基準年度比110%以上かつ1,000万円以上増加。 ・事業期間内の総事業費が概ね1,000万円以上。	【募集期間】 令和2年3月中旬～4月中旬の見込み ※事業実施には、はじめに「園芸生産流通等強化計画」の認定が必要。	園芸振興室 (園芸振興班) 022-211-2843	東部地方振興事務所農業振興部 (農業振興班) 0225-95-7809
6	県単	園芸産地戦略加速化プロジェクト		・農業協同組合 ・集落営農組織 ・その他営農集団 ・農業者を含む協議会等の団体	・産地強化の体制整備に向けた取り組み(会議、研修会、先進事例調査等) ・販売促進に向けた取り組み(ロゴ及びパッケージデザイン、PRイベントや消費者交流等) ・生産拡大に向けた取り組み(栽培マニュアル作成、生育診断機器の導入、実証機械の導入等)	1/2以内 補助上限500千円	・生産量及び販売価格の向上が見込まれ、特色ある産地づくりが期待される取組であること。 ・産地活性化のため、関係機関と連携すること。 ・重点品目を選定し、計画的に生産・流通・販売等を実施すること。	【募集期間】 令和2年3月下旬～4月中旬の見込み	園芸振興室 (園芸振興班) 022-211-2843	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
7	県単	市町村振興総合補助金	園芸特産重点強化整備事業	・農協 ・農業法人等	・施設整備 ・機械導入 など	1/3以内 ※1事業主体当たりの補助金が50万円以上の事業が対象。	・事業対象品目が、県の産地改革品目か圏域の地域戦略品目であること。 ・産地自ら策定した重点振興品目毎の具体的な戦略プランの実現に向け、取組目標の達成を図るために必要な条件整備に要する経費など。	【募集期間】 令和3年1月下旬～2月中旬(R3年度事業) ※実施年度の前年度に市町村との調整が必要で、11月中旬頃までに市に申込みが必要。	園芸振興室 (園芸振興班) 022-211-2843	東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535

令和2年度の主な補助事業(宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部)

	事業名			事業実施主体	補助対象経費	補助率	要件等	事業実施期間・ 要望調査時期等	問い合わせ先(担当部署)	
									県庁	東部地方振興事務所
8	県単	市町村振興 総合補助金	農産加工ビジ ネス支援事業	・農業者3戸以上の組織する団体 ・農業法人(1戸1法人を含む)	・施設整備 ・機械導入など	1/3以内	・生産販売の目標値は採択要件(事業実施5年後の年間販 売額が、当該補助対象事業費の2/3(自己負担額)を超 えることが見込まれる。)を満たし、単価設定等は無理のない こと。	【募集期間】 令和3年1月下旬～2月中旬(R3年 度事業) ※標準事業費おおむね3,000千円 ～30,000千円 ※実施年度の前年度に市町村との 調整が必要で、11月中旬頃までに 市に申込みが必要。	農山漁村なり わい課 (6次産業化支 援班) 022-211-2242	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
9	県単	市町村振興 総合補助金	みやぎの水田 農業改革支援 事業	・農協 ・営農集団(3戸以上) ・農地所有適格法人等	・施設整備 ・機械導入 など (転作作物、稲態様転作に使用するも の)	1/3以内 ※要件を満たして いる場合4/10以 内	・水田フル活用ビジョン等を策定し、その振興作物であるこ と。 ・50万円以上の事業が対象。	【募集期間】 令和3年1月下旬～2月中旬(R3年 度事業) ※実施年度の前年度に市町村との 調整が必要で、11月中旬頃までに 市に申込みが必要。	みやぎ米推進 課 (水田農業班) 022-211-2842	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
10	地方 創生	みやぎの女 性農業者ス テップアップ 応援事業		・県内に本店を有する農業法人等 (株式会社、有限会社、合名会社、 合資会社、合同会社及び農事組合 法人等) ・その他農業者が組織する団体(代 表者の定めがあり、かつ組織及び 運営について、規約の定めがある団 体)	・機械・設備費 など	1/2以内 補助上限1,500千 円	・新たな経営展開や事業の多角化に取り組む場合に必要 な施設・機械等の整備・改修。 ・女性農業者が働きやすい環境や受入体制の整備。	【募集期間】 令和2年5月頃の見込み	農業振興課 (農業人材育成 班) 022-211-2836	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
11	地方 創生	みやぎ6次産 業化トライア ル事業		・農業者(個人、法人) ・農業者団体	【補助事業】 ・機械・器具導入 【ソフト支援】 ・補助事業対象者の事業計画を推進す るための専門家派遣(3回程度)	1/3以内 補助上限2,000千 円	・総事業費150万円以上の事業が対象。 ・総合化事業計画の取得者(見込みを含む)。	【募集期間】 令和2年4月上旬～5月中旬の見 込み	農山漁村なり わい課 (6次産業化支 援班) 022-211-2242	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
12	復興 基金	6次産業化ス テップアップ 事業		・農林漁業者等	【委託事業】 ・新商品開発 ・商品、店舗等のデザイン作成 ・テストマーケティング、同行営業の実 施 ・販路開拓 ・5カ年の事業計画策定		・東日本大震災により被害を受けていること又は東電原発 事故に伴う風評により売上が減少していること。 ・経営を多角化、高度化する取組を計画していること。 ・計画を的確に遂行する意欲や能力を有していること。	【募集期間】 令和2年3月中旬～4月上旬の見 込み	農山漁村なり わい課 (6次産業化支 援班) 022-211-2242	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
13	地方 創生	みやぎクラ ウドファン ディング活用 促進事業		・個人 ・団体 ・法人	クラウドファンディングにより目標支援 金額の調達を達成した場合に事業者 へ支払う手数料	1/2以内 補助上限250千円	プロジェクトの主な要件 ・宮城県特設サイトに掲載したプロジェクトであること。 ・地域の食や農業について全国に向けて広くPRすることが 可能であること。 ・クラウドファンディングにより、今後顧客となり得る支援者 から必要な資金を調達することができるものであること。	【募集期間】 令和2年7月～令和3年2月中旬の 見込み	農業振興課 (企画指導班) 022-211-2833	東部地方振興 事務所 登米地域事務 所農業振興部 (地域調整班) 0220-22-3535
14	県単	みやぎGAP 推進アドバイ ザー		みやぎGAP推進アドバイザー(※) からの助言を受けたい者 ※GLOBALG.A.P., ASIAGAP又 はJGAPを取得している農林業者で あって、かつGAPの普及・拡大に意 欲的である者で知事が委嘱した者。	みやぎGAP推進アドバイザーからGA Pの導入、認証取得、その他のGAPの 推進に関する助言を受ける際の アドバイザーの謝金及び旅費	利用回数は1事業 年度につき原則1 回。 利用時間は1回に つき2時間まで。			みやぎ米推進 課 (環境対策班) 022-211-2845	

(※本資料の内容については、今後、変更が生ずる場合があります。)